

事前協議について (介護予防) 短期入所生活介護

介護保険指定事業者については、人員基準とともに設備に関する様々な基準が定められており、短期入所生活介護事業者として指定を受けるためにはそれらの基準に適合している必要があります。

新規に短期入所生活介護事業を始められる場合は、建物や設備の整備計画(案)がこれらの基準に適合しているかをあらかじめ確認させていただくため、事前協議を行っております。

必ず、事業を行おうとする建物の改修や新築工事等に着手される前に、下記書類を揃えたうえで、南河内広域事務室へお越してください。(要予約。詳細は次ページ参照。)

1 事前協議に必要な書類

	提出書類	説明
①	短期入所生活介護事業計画書 (協議様式1)	現段階での計画(予定)内容にて記入してください。
②	短期入所生活介護施設整備チェックリスト (協議様式2)	施設整備計画の際の参考としてください。なお、必ず全ての項目について、あらかじめよく確認しておいてください。
③	都市計画法および建築基準法に関する事前確認書 (協議様式3)	建築確認申請等の手続きが必要な場合は、スケジュール等を確認・明記してください。 手続き不要との案内を受けた場合は、何故不要なのかを具体的に明記してください(理由・根拠法令等)。
④	消防署との協議記録 (協議様式4)	手続きの内容や検査完了までのスケジュールを確認・明記してください。
⑤	土地および建物の図面	建物の図面については、居室等の正確な面積や、玄関・廊下・トイレ入口等の(開口)幅が確認できるもの(面積や幅については、内法による測定)。 土地の図面は、避難経路や送迎車の駐停車スペース等が確認できるもの。
⑥	近隣の住宅地図等	施設周辺の様子がわかるもの。
⑦	現況の写真	A4用紙(1ページに2~8枚程度が納まるよう)に印刷又は貼り付けの上、提出してください。
⑧	賃貸借契約書(案)	申請者(法人)所有の場合は不要です。ただし、建物が法人所有であっても、土地の所有者が異なる場合は土地の賃貸借契約書等が必要となります。 なお、法人代表者が所有する物件の場合でも、法人代表者と法人との間で賃貸借契約を取り交わしていただく必要があります。 ※賃貸借契約書については、使用用途(目的)が短期入所生活介護事業を行える内容となっているか(「 居宅 」等は 不可)、契約期間満了後に契約更新を行える旨の規定があるか等をあらかじめ確認しておいてください。

2 事前協議から指定までの流れ

- ① **事前協議の予約（電話）**（なるべくお越しいただく二週間程前までに）



- ② **事前協議**

事前協議の受付期間は設けていませんが、下記日程は除きます（受付できません）。

- ・月初、10日（土・日・祝日等の場合、**翌**開庁日）
- ・月末、15日（土・日・祝日等の場合、**前**開庁日）



- ③ **施設の建築・改修、人員の確保等**

事前協議終了後（受理後）でなければ建築・改修等に着手することはできません。
（事前協議の内容によっては、間取りや設計の変更が必要となる場合があるため。）



- ④ **指定申請（本申請）の予約（電話）**（なるべく事業開始月の前々月上旬頃までに）



- ⑤ **指定申請（本申請）**

■ 事業開始月の前々月16日～前々月末（補正期限は事業開始月の前月10日）
…詳細は事前協議受付時にご案内します。なお、平成28年4月1日から指定申請について手数料が導入されます（次ページ参照）。



- ⑥ **現地調査**（事業開始月の前月12日～19日頃にお伺いします。）



- ⑦ **指定時研修**



- ⑧ **事業開始（指定日）**

【ご予約・お問い合わせ先】

T e l : 0721-20-1199（南河内広域事務室 広域福祉課 介護保険担当）

【開庁日時】 土・日・祝日および12月29～1月3日を除く

平日9：00～17：30

指定申請時の手数料について

平成28年4月1日から、南河内広域事務室を構成する6市町村（富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村）の手数料条例の改定により、指定居宅サービス事業等の新規指定申請および指定の更新申請について、手数料が必要となりました。

適用時期や必要となる手数料の金額については以下のとおりです。

■ 手数料が必要となる申請（受付）時期について

平成28年4月1日以降に受け付けた申請から手数料の納付が必要となります。

したがって、平成28年5月1日指定（事業開始）の新規指定申請から対象となります。

ただし、平成28年5月1日指定事業所の申請期間は平成28年3月16日から開始されますので、平成28年3月31日までに申請受け付けが完了した場合、手数料は必要ありません。

なお、「平成28年6月1日指定申請」の受付期間は平成28年4月18日から5月10日までとなっており、この申請受付期間より前に申請を受け付けることはできず、手数料が必要となります。

■ 手数料の金額について

申請内容	必要となる手数料
「 短期入所生活介護 」のみの指定申請を行う場合	30,000円
「 介護予防短期入所生活介護 」のみの指定申請を行う場合	30,000円
「 短期入所生活介護 」と一体的に運営する「 介護予防短期入所生活介護 」を、 <u>同時に申請</u> する場合	35,000円

■ 納付方法について

指定申請（本申請）受付時に納付書をお渡しいたしますので、納付方法等詳細につきましては、その際にご説明いたします。

3 短期入所生活介護事業について

【法制度上の名称】

老人福祉法 ⇒ 老人短期入所事業

介護保険法 ⇒ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【事業（サービス）の概要】

在宅の要介護者・要支援者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事等の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもの。

（１）人員に関する基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	専らその職務に従事する常勤の者
医師		1人以上
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事（※）、介護支援専門員	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
介護職員又は、 看護職員	介護職員：なし 看護職員：看護師若しくは 准看護師	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
栄養士		1人以上
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	1人以上
調理員その他の 従業者		事業所の実情に応じた適当数
注）生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 但し、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りではない。		
特別養護老人ホームであつてその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して事業を行う場合	利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における介護保険法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	

（※）社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大または厚生労働省担当部局にお問い合わせいただき、ご確認願います。

【注意事項】

- ① 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。
- ② 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ③ 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。
- ④ ユニット型（小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所）を予定される場合、次頁を併せてご確認ください。

☆ ユニット型（小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所） における介護職員等の勤務体制について

ユニット型短期入所生活介護の場合、前頁の（１）に加え、下記の基準（要件）も適用されます

- 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 夜間及び深夜については、2ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 1ユニットごとに、常勤のユニットリーダー（ユニットケアリーダー研修受講者）を配置すること。
- 管理者は、ユニットケア施設管理者研修 修了者が望ましい。

(2) 設備に関する基準、注意点

【従来型（ユニット型以外）】

小規模生活単位型指定短期入所生活介護以外	設備	内容
	構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に規定する耐火建築物であること。（利用者の日常生活に充てる場所を地上1階のみの場合は、準耐火建築物とすることができる。）
	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20人以上であること。 （特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設される場合は除く）
	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室の定員：4人以下 ・ 利用者の1人当りの床面積は、内法10.65㎡以上 ・ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内法による測定で1.8m以上（中廊下の場合は2.7m以上）
	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ必要な広さを有すること。
	機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者が入浴するのに適したもの
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者が使用するのに適したもの
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者が使用するのに適したもの
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の設備と区別された一定のスペースを有すること。
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員、設備備品が収容できる広さを確保すること。
	その他必要な部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医務室、静養室、面接室、介護職員室、看護職員室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ・ 階段の傾斜を緩やかにすること。 ・ 規模の大小に係らずスプリンクラー、火災報知機等の消防設備の設置、2方向避難路が確保された建物であること。 ・ 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階のある場合は、1以上の傾斜路を設けること。（エレベーターを設置でも可能） <p>老企25号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車いす等の昇降並びに災害発生時の避難救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・ 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。 ・ 焼却炉、浄化槽その他汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 	

【小規模生活単位型指定短期入所生活介護（ユニット型）】

設備		内容
小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業	構造	・ 建築基準法に規定する耐火建築物であること。（利用者の日常生活に充てる場所を地上 1 階のみの場合は、準耐火建築物とすることができる。）
	利用定員	20 人以上であること。（基準第 140 条の 5） （特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設される場合は除く）
	ユニット 居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。 ・ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・ 一のユニットの利用定員は 10 人以下とすることを原則とする。 ・ 利用者の 1 人当りの床面積は、10.65 m²以上とすること。 ・ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。 <p>老企 25 号・・・「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の 3 つをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該共同生活室に隣接している居室 b 当該共同生活室に隣接していないが、a の居室と隣接している居室 c その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室
	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・ 一の共同生活室の床面積は、2 m²に当該共同生活が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 ・ 必要な設備及び備品を備えること。 <p>老企 25 号・・・共同生活室の形状として、次の 2 つの要件を満たす必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> a 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていること。 b 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・ 要介護者が使用するのに適したものとすること。 <p>老企 25 号</p> <p>洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活室内の 1 カ所に集中して設けるのではなく、2 カ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式と混在させても差し支えない。</p>
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・ 要介護者が使用するのに適したものとすること。 <p>老企 25 号</p> <p>便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活室内の 1 カ所に集中して設けるのではなく、2 カ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式と混在させても差し支えない。</p>	

浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が入浴するのに適したものとすること。 <p>老企 25 号 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。</p>
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は2.7m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上（中廊下にあっては1.8m以上）として差し支えない。 <p>老企 25 号 「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じない場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p>
調理室	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
汚物処理室	他の設備と区別された一定のスペースを有すること。
事務室	職員、設備備品が収容できる広さを確保すること。
その他必要な部屋	医務室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 ・規模の大小に係らずスプリンクラー、火災報知機等の消防設備の設置、2方向避難路が確保された建物であること。 ・ユニット又は浴室が2階以上の階のある場合は、1以上の傾斜路を設けること。（エレベーターを設置でも可能） <p>老企 25 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車いす等の昇降並びに災害発生時の非難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。 ・焼却炉、浄化槽その他汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、居室、静養室食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。

4 その他留意事項

① 近隣住民への十分な配慮

近年、「説明が不十分なまま着工等の開設準備にかかっている」との近隣住民の方からの苦情が多数寄せられており、中には反対運動や訴訟に至るケースもあります。

近隣住民への説明については法や基準条例に規定されておらず、指定の要件ではありませんが、ご近所の方々とトラブルになり事業を断念されるケースが増加しています。

開設場所の選定にあたっては、あらかじめ近隣住民の方々へ事業計画について懇切丁寧に説明し、ご理解を得た上で事前協議にお越しいただきますようお願いいたします。

② 建築基準法・消防法その他の法令等の遵守

「市街化調整区域」では、新たに短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業を行うことは通常出来ません(地域密着型施設併設など、一部例外あり)。必ず、事前に都市計画・建築担当部局等への確認を済ませておいてください。

なお、地域によっては建築協定が結ばれ、短期入所生活介護等の事業が行えない場合もあります。併せて必ず事前にご確認いただきますようお願いいたします。

③ 設備等に関する使用権原の確保

土地、建物等については申請法人所有であれば特に問題ありませんが、所有権以外による場合は、短期入所生活介護事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得(例えば賃貸借契約の締結)を行ってください。

④ その他施設整備にあたっての留意事項

その他施設の整備にあたっては、「協議様式2」のチェックリストを事前によく読んでいただき、危険な箇所の排除や個人情報保護、衛生管理等に努めていただきますようお願いいたします。

5 申請時の留意事項

○ 「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。指定申請(本申請)までに所轄消防署の設備検査(立ち入り検査等)を完了させておく必要がありますので、手続きの流れやスケジュール等についてよく確認しておいてください。

なお、指定申請(本申請)までに、消防法上の検査が完了していること(検査済証の発行や検査済印の押印等)が確認できない場合、(介護予防)短期入所生活介護事業所として指定を受けることができませんのでご注意ください。

○ 「建築基準法による検査済証」について

事業所を新築する場合には、本申請時に建築基準法による検査済証の添付が必要です。

改修の場合は、事前協議までに必ず、用途変更などの建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、所管の建築確認担当部局(建築主事)へ確認しておいてください。なお、手続きが必要な場合は、指定申請期限(本申請)までに検査等の手続きが完了している必要がありますのでご注意ください。(上記消防法上の検査同様、手続き及び検査が完了していない場合は指定を受けることができませんので、スケジュール等について事前によく確認しておいてください)。

短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護開始にあたっての検討項目

検討項目	検討すべき内容
建物の確保	<p>○開設予定地の状況（立地条件検討） 競合施設の有無、整備進捗状況、近隣環境（地域によっては、建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合もあります。）</p> <p>○建物の確保方法 新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模</p> <p>○賃貸借契約の場合、契約書において用途が限定されていないか（短期入所生活介護事業を行える内容となっているか）、安定的に事業を行える契約となっているか（契約期間が短い場合、契約更新に関する規定があるか）</p>
資金確保	<p>○初期投資費用 建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備経費（事務費、人件費）</p> <p>○運転資金 安定して事業を行える資金の確保</p> <p>■自己資金（手持資金）、借入金等に区分して確保方法を明確にする。</p>
人材確保	<p>○要資格者の確保 管理者、生活相談員・・・社会福祉士、社会福祉主事等の資格 看護職員・・・看護師、准看護師 機能訓練指導員、介護職員</p> <p>※従業者の急な休みや欠員が出た場合などに備え、余裕のある人員配置（非常勤職員の確保等）をお願いします</p>
事業運営主体	<p>○法人格の確保（取得）</p> <p>○法人事業への当該事業の位置づけ <u>定款等の事業目的に当該事業が記載されていること</u></p> <p>定款の事業目的への記載例（営利法人、特定非営利活動法人の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業… 「介護保険法に基づく短期入所生活介護事業」 ・介護予防短期入所生活介護事業… 「介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護事業」 <p>☆（介護予防）短期入所生活介護以外の事業を行う場合は、次のように包括的に規定することも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「介護保険法に基づく居宅サービス事業」 「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」 <p>★ 医療法人、社会福祉法人などの監督官庁等がある法人の場合は、定款への記載方法や許認可、変更手続き等について<u>あらかじめ法人の所轄庁へご相談・ご確認願います。</u></p>
協力医療機関	<p>《利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急時に備え、指定申請（本申請）までにあらかじめ協力医療機関を定めておくこと》</p> <p>○緊急時に速やかに対応できるよう近距離にある医療機関であること。</p> <p>○緊急時に円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>